

平成30年度 市民活動ブース 利用団体募集案内

市民活動団体の育成および活動の促進を図るため、市民活動団体が専用の事務所として利用できる市民活動ブースを設置しています。自立にむけ、他団体と連携・協働しながら活動が発展していくことができるよう、さまざまなサポートも行います。この機会にぜひご利用下さい。



1 募集室数

1 室(ブース番号：4)

2 募集期間

平成 30 年 2 月 1 日 (木)

~2 月 28 日 (水) 必着 (17 時)

3 施設・設備概要

| | |
|----------|--|
| (1) 所在地 | 川崎市中原区新丸子東 3-1100-12 (公財) かわさき市民活動センター内 |
| (2) 室数 | 5 室 |
| (3) 面積 | 5 m ² /室 (高さ 1.5m のパーティションの壁、鍵付きの扉あり) |
| (4) 利用時間 | 9:00~20:45 (かわさき市民活動センター施設等運営要綱に基づく) |
| (5) 休館日 | 第 3 月曜日および年末年始 (12/29~1/3) ※ 第 3 月曜が祝日の場合は、直後の休日でない日が休館日となります。 |
| (6) 設備 | 机 (1 台)、事務椅子 (1 脚)、電源コンセント (2 口)、電話モジュージャック (1 口)、ロッカー・レターケース (各 1 区画、センターフリースペース内設備) ※ センター内設備として、フリースペース、会議室、印刷機等も利用できます (ただし、一部の設備は「施設利用登録申請」をしたうえで別途料金がかかります)。 ※ 電話設置およびインターネットプロバイダー契約に係る経費は、各団体での加入・負担となります。 |

4 利用期間

平成 30 年 4 月 1 日(日)から平成 31 年 3 月 31 日(日)まで

※ 最長 4 回まで更新可。ただし、年度ごとに必要書類提出の必要あり。

5 利用料

11,000 円(月額)

- ※ 利用料は、当該月の前月末日までにお支払いください(センター窓口で現金払または口座振替)。
- ※ 費用内訳は、当該ブースおよび付帯設備に係る利用料となります。ただし、複数団体で共同利用する場合のロッカー・レターケースの利用については、一団体を除き、別途料金をお支払いいただきます。

6 応募資格

以下の(1)~(4)の要件をすべて満たしている団体 (平成 30 年 1 月 1 日現在)

- (1) 川崎市内を活動拠点とする市民活動団体 (※1) であること。
- (2) 構成員が 5 名以上で、かつ、1 年以上の活動実績がある団体であること。
- (3) 市内に専用の事務所を有しない団体 (※2) であること。

- (4) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年5月15日法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団でないこと、および同条第4号に規定する暴力団員が関与する団体でないこと。

(※1) 「市民活動」とは

ボランティア活動を始め、市民が自発的、継続的に参加し、社会サービスの提供など、第三者や社会の課題解決に貢献する、営利を目的としない活動(ただし、布教を目的とする宗教活動、特定の政党や候補者を支援する活動は除く)。

(※2) 「市内に専用の事務所を有しない」とは

入居期間中に自己所有・賃貸を問わず、郵便物が届くなどの連絡先となる団体専用の事務を行う場所(会員の自宅や会社の一部を利用する場合は除く)を持っていないこと。

7 申込単位

申込は1室1団体を原則としますが、複数の団体で共同利用することもできます。

1室を複数の団体で共同利用する場合の取扱い  **p.4**

8 提出書類・応募方法

次の(1)~(7)を、当センターあて 持参または郵送にて提出してください。

- (1) 市民活動ブース利用申込書(様式1)
- (2) 団体の概要(様式2)
- (3) 市民活動ブース利用計画書(様式3)
- (4) 団体の平成30年度事業計画書および平成29年度事業報告書
- (5) 団体の平成30年度予算書および平成29年度決算書
- (6) 団体の定款・規約・会則等
- (7) パンフレット等団体の概要がわかるもの

※ (1)~(3)の様式は、ホームページからダウンロードできます。

※ (4)~(6)は直近のものを提出してください。団体で決定していない場合は見込の提出でも構いません。

※ 提出書類は返却いたしませんので、必ず写しを保管して下さい。

※ 個人情報保護の取扱いにつきましては、厳重に管理し、当該事業の目的以外には使用いたしません。

【1 室を複数の団体に共同利用する場合の取扱い】

- 代表団体を一団決定し、他団体の書類をとりまとめ、お申込みください。
- 提出書類は、団体ごとに作成してください。代表団体と共同利用団体は、提出書類が一部異なりますので下記を参照ください。

〔代表団体の方〕

8の(1)～(7)に掲げる資料に、共同利用団体の書類を添えて申し込んでください。

〔共同利用団体の方〕

8の(2)～(7)に掲げる資料を作成し、代表団体を通じて提出してください。

9 選考方法・入居までのスケジュール**(1) 選考方法**

書類審査および個別ヒアリング

(2) 選考基準

- ① 団体の活動実績
- ② 団体の財務内容
- ③ 事業の公益性
- ④ 事業の継続性
- ⑤ 団体の交流・情報発信力
- ⑥ 団体の自立性・発展性
- ⑦ 市民活動ブースの必要性
- ⑧ 市民活動ブース利用の効果

| | |
|---------------|----------------------------|
| ■ 書類審査 | 3月上旬 |
| ■ 個別ヒアリング | 3月13日(火) かわさき市民活動センター |
| ■ 利用団体決定・通知 | 3月20日(火) ホームページ等でも公表します |
| ■ 利用説明会 | 3月23日(金) かわさき市民活動センター |
| ■ 利用料の振込(初回分) | 4月6日(金) 期限 |
| ■ 利用開始 | 4月1日(日)～ |

10 利用申込みに関する個別相談

随時受付中です。事前にお電話下さい。

11 提出・問合せ**(公財) かわさき市民活動センター**

〒211-0004 中原区新丸子東 3-1100-12 電話:044-430-5566 FAX:044-430-5577
E-mail: suisin@kawasaki-shiminkatsudo.or.jp
URL: <http://www2.kawasaki-shiminkatsudo.or.jp/volunt/>